

第4章 史跡大船遺跡の本質的価値

(1) 史跡の本質的価値

本史跡が持つ本質的価値を明確に認識し、共通理解とすることが、史跡の保存・活用の基本的な理念となる。なお、史跡における本質的価値とは「土地と一体となって有する、わが国の歴史上又は学術上の価値」であり「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文に立脚しつつ、総括的に整理・確認し明示することとされている。

本史跡においては、平成13(2001)年の史跡指定時の指定説明文(第3章(3)参照)や、これまでの発掘調査で得られた成果を踏まえ、本史跡の本質的価値を次の3点に整理する。

○ 縄文中期における大型竪穴建物による安定した定住を示す大規模な拠点集落

- ・100軒を超える竪穴建物跡が著しく重複した状態で検出されていることは、繰り返し同じ台地を利用しており、かつ集落の密度が極めて高いことを示す。
- ・個々の竪穴建物跡の規模が大きく、中には長さ8～11m、深さが2mを超える大型住居も多数確認されている。
- ・縄文時代前期末葉から中期末葉の集落の造営期間の中で、集落構造や住居形態の連続的な変遷を、共伴する土器型式と合わせて、詳細に捉えることができる。
- ・竪穴建物からなる「居住域」、貯蔵穴が分布する「貯蔵域」、盛土遺構のある「祭祀場」、墓が造られた「墓域」など、多様な施設が分離して配置される、大規模な拠点集落のあり方を示す。



○ 盛土遺構や住居内の小土坑など集落に伴う祭祀・儀礼に関わる特殊遺構

- ・大規模な盛土遺構は、長期間にわたり営まれた集落内における廃棄(祭祀・儀礼)の場所として維持されてきたことを示す。
- ・竪穴建物内の炉の周辺(中央ピット)や長軸方向の壁際の小土坑(先端ピット)などの存在から、屋内祭祀の要素がみられる。
- ・屋内祭祀施設からは、十数点の青竜刀形石器(未製品、破損品を含む)や鯨骨製の骨刀、小型の石棒などが出土しており、一過性ではなく安定的な祭祀・儀礼が行われていた可能性が窺える。



○ 太平洋をはじめ豊かな自然と共生した当時の生活や生業を示す多様な出土遺物と地形

- ・これまでの発掘調査により出土した日用道具や儀礼具に加え、動植物遺体などの27万点を超える膨大な遺物から、狩猟、漁労、採集による安定的な集落の持続を可能にした往時の豊かな食料資源や生態系を窺い知ることができる。

- ・中でも食料の加工具である擦石（北海道式石冠含む）や石皿、台石の出土量は突出しており、その対象となる食料資源に恵まれた環境であったことを示唆している。
- ・クジラ、オットセイなどの海獣類や、マグロ、サケ、タラなどの魚類、タマキビガイ、ムラサキインコなどの貝類に加え、ウニなどの水産資源が多く見つかっており、漁労が主な生業であったことを示す。
- ・クリ、オニグルミ、ヤマブドウ、マタタビ、キハダ、ウルシなどの炭化種子や炭化材、花粉が検出されており、森林資源も活発に利用していたことを示す。
- ・貝塚が発見されていない当該地域において、海洋環境への適応による生態の把握や生業の確立など、ヒトと自然との関わりを顕著に示す。
- ・海、山、川といった往時の生活を支えた豊かな自然環境が凝縮した地形に立地しており、さらにそれが良好な状態で残され現在に受け継がれている。



以上を踏まえ、史跡大船遺跡の本質的価値について、次のように総括的に明示する。

北海道南部の太平洋沿岸に面した、縄文時代中期の深さ2mを超える大型竪穴建物、貯蔵穴、盛土遺構、墓からなる拠点集落の様相や、当時の生活や精神文化を良好かつ顕著に示す多様な出土遺物を有する大規模な集落跡

（2）史跡の構成要素の特定

史跡の本質的価値を明確化するため、「史跡の構成要素」、「指定地の周辺地域を構成する要素」に大別した。

そのうち「史跡の構成要素」は、「史跡の本質的な価値を構成する要素」、「史跡の本質的な価値に準ずる要素」、「その他の要素」に区分し、さらに「その他の要素」については、「史跡の価値に寄与する（理解に資する）要素」、「史跡の保存活用に寄与する要素」、「史跡の価値および保存活用に寄与しない要素」に細分した。

一方、「指定地の周辺地域を構成する要素」は、「史跡の価値および保存活用に関連する要素」と「史跡の価値および保存活用に関連しない要素」に区分した。

構成要素の区分の考え方は次のとおりであり、この区分に基づきそれぞれに該当する要素を示す。

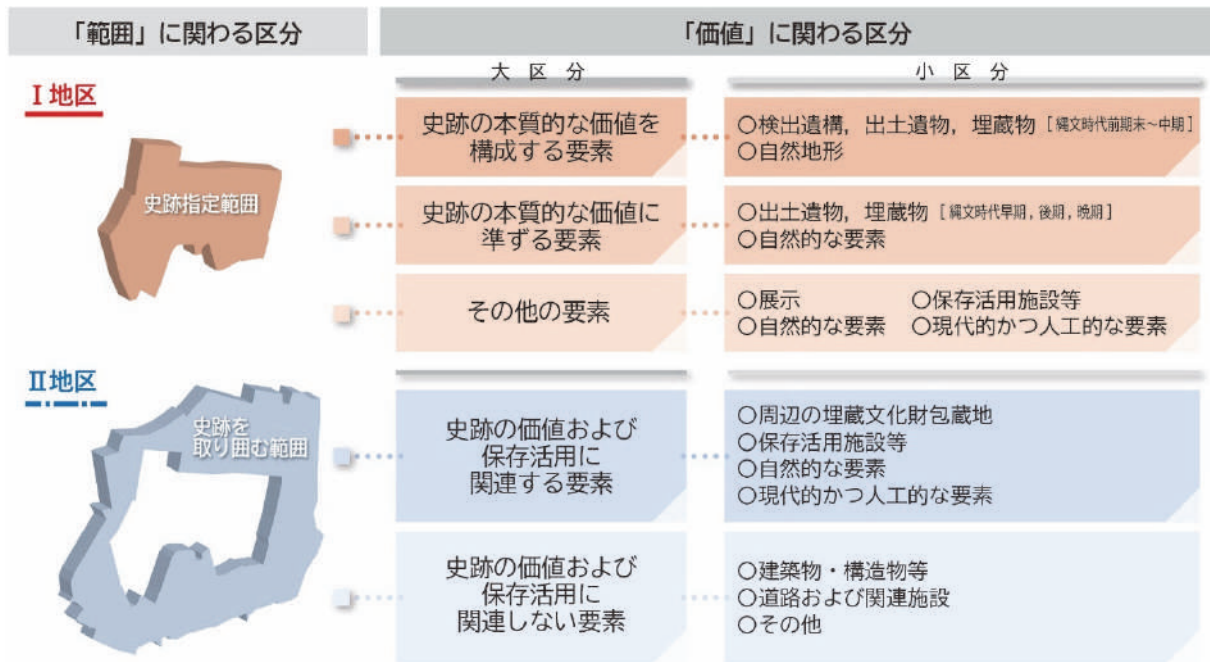


図4-1 構成要素区分の考え方

ア 史跡の構成要素（I 地区：史跡指定地）

（ア）史跡の本質的な価値を構成する要素

縄文時代前期末から中期の遺構・遺物が挙げられる。竪穴建物跡や土器・石器といった拠点集落を構成する多様な遺構や遺物が出土しており、現在でも多数の埋蔵物が地下に存在する。さらに、こうした大規模な拠点集落を形成する自然地形として、海岸段丘や段丘斜面などが挙げられる。遺跡の立地や生業に密接に関わる要素である。

（イ）史跡の本質的な価値に準ずる要素

本史跡からは、縄文時代早期，後期，晩期に属する遺物も出土している。また、火山堆積物や腐植土が史跡の本質的な価値を構成する要素である埋蔵物を被覆していることで、それらが地上に露出することなく保護されている。

（ロ）その他の要素

a 史跡の価値に寄与する（理解に資する）要素

竪穴建物跡をはじめ様々な展示物等を整備しているほか、縄文時代の植生復元のため在来樹種を保護・植樹しており、往時の大規模な拠点集落および自然環境の理解促進に寄与している。

b 史跡の保存活用に寄与する要素

休養便益施設としての機能を持つ管理棟，史跡の見学における説明板や園路，獣害対策として設置した電気柵など，史跡を適切に管理・活用するための保存活用施設等を整備している。

c 史跡の価値および保存活用に寄与しない要素

史跡の本質的な価値を維持するために将来的に更新，改修が必要なものに加え，供用廃止されている史跡内の旧市道部分に付随するガードレールや，現在は機能していない外灯や蛇口など，今後，撤去することが望ましい人工物などが挙げられる。

イ 指定地の周辺地域を構成する要素（Ⅱ地区：史跡を取り囲む範囲）

(ア) 史跡の価値および保存活用に関連する要素

本史跡の周辺に所在する縄文時代の遺跡や、受入体制の充実やアクセス向上の役割を果たす駐車場とその関連施設などが挙げられる。

(イ) 史跡の価値および保存活用に関連しない要素

各種建築物や道路およびその関連施設が挙げられる。海岸段丘下の低地には、国道や大舟川に沿って集落が形成され、地域住民にとって基幹産業と密接に結びついた居住空間となっている。

このほか、周辺には地域住民が利用する小規模な畑（家庭菜園）がわずかに残されている。

表4-1 構成要素一覧

史跡の構成要素(Ⅰ地区：史跡指定地)				
区 分			要 素	
史跡の本質的な価値を構成する要素		縄文時代 (前期末～中期)	検出遺構	・ 竪穴建物跡(集落)、土坑(貯蔵穴、墓、落とし穴等)、盛土遺構
			出土遺物	・ 土器、石器、土製品、石製品、自然遺物(動植物遺存体)
			埋蔵物	・ 地下に埋蔵している遺構、遺物
		自然地形		・ 海岸段丘、段丘斜面、自然水路(沢)
史跡の本質的な価値に準ずる要素		縄文時代 (早期、後期、晩期)	出土遺物	・ 土器、石器
			埋蔵物	・ 地下に埋蔵している遺構、遺物
		自然的な要素		・ 被覆土(腐植土、火山堆積物(駒ヶ岳、白頭山由来))
その他の要素	史跡の価値に寄与する(理解に資する)要素	展示	・ 竪穴建物跡展示(複製、立体表示(骨組)、完全復元、平面表示) ・ 盛土遺構復元展示 ・ 露出展示(石皿)	
		自然的な要素		・ 植樹木(クリ、オニグルミ、ミズナラ、イタヤカエデ、オオヤマザクラ等)
	史跡の保存活用に寄与する要素	保存活用施設等	・ 総合案内板、世界遺産共通サイン、説明板、案内板、注意看板、誘導サイン、樹名プレート ・ 管理棟、体験学習広場、園路、階段、手摺、木橋 ・ 境界杭、管理用通路(旧市道) ・ ベンチ、スツール、安全柵、ガードレール(擬木)、電気柵、ロープ柵、立入禁止線、物置 ・ 生垣(ハマナス)、百葉箱(温湿度計)、急傾斜地危険標柱、法枠	
	史跡の価値および保存活用に寄与しない要素	現代的かつ人工的な要素	・ 植林木(スギ、トドマツ等) ・ 墓地、フェンス ・ ガードレール(白、赤白ポール)、視線誘導標、カーブミラー、外灯、電柱 ・ 旧外灯、旧蛇口、旧地下水位観測孔	
指定地の周辺地域を構成する要素(Ⅱ地区：史跡指定地外)				
区 分			要 素	
史跡の価値および保存活用に関連する要素		周辺の埋蔵文化財包蔵地	・ 大船A遺跡、大船G遺跡、大船H遺跡、大船I遺跡	
		保存活用施設等	・ 駐車場、駐車場標識、階段、手摺、スロープ、チェーンポール、ソーラーポール街路灯、アクセシブルサイン、擁壁、柵	
		自然的な要素	・ 栗の木山、海岸段丘、段丘斜面、落葉広葉樹林、針葉樹林、草地、植栽プランター(サルナシ)	
		現代的かつ人工的な要素	・ 案内板、擁壁(斜面)	
史跡の価値および保存活用に関連しない要素		建築物・構造物等	・ 寺、地蔵、旧小学校、家屋、漁業関連施設(コンブ種苗施設、コンブ加工施設、干場、資材置場)、落石防護柵 ・ 電柱、携帯電話通信施設、防災行政無線屋外拡声子局、水路、仕切り弁	
		道路および関連施設	・ 市道大船高台1号線、栗の木山林道 ・ ガードレール(白)、視線誘導標、カーブミラー、標識、ロードヒーティング ・ 工事看板、鉄板、側溝、境界杭(国土交通省)	
		その他	・ 3級基準点 ・ 畑(家庭菜園)	

< 史跡指定地内の構成要素 >

史跡の価値に寄与する要素		
No.	記号	要素
1	○	竪穴建物跡展示(複製)
2	○	竪穴建物跡展示(立体表示)
3	○	竪穴建物跡展示(完全復元)
4	○	竪穴建物跡展示(平面表示)
5	○	盛土遺構復元展示
6	■	露出展示(石皿)
7	■	植樹木(クリ, オニグルミ, ミズナラ, イタヤカエデ, オオヤマザクラ等)
史跡の保存活用に寄与する要素		
No.	記号	要素
8	●	総合案内板
9	●	世界遺産共通サイン
10	●	説明板
11	●	案内板
12	●	注意看板
13	●	誘導サイン
14	●	樹名プレート
15	■	管理棟
16	■	体験学習広場
17	■	園路
18	■	園路
19	■	階段, 手摺
20	■	木橋
21	■	境界杭
22	■	管理用通路(旧市道)
23	■	ベンチ
24	■	スツール
25	■	安全柵
26	■	ガードレール(凝木)
27	■	電気柵
28	■	ロープ柵
29	■	立入禁止線
30	■	物置
31	■	生垣(ハマナス)
32	■	百葉箱(温度計)
33	■	急傾斜地区域標柱
34	■	法枠
史跡の価値および保存活用に寄与しない要素		
No.	記号	要素
34	■	植林木(スギ, トドマツ等)
35	■	墓地
36	■	フェンス
37	■	ガードレール(白, 赤白ボール)
38	○	視線誘導標
39	○	カーブミラー
40	○	外灯
41	○	電柱
42	×	旧外灯
43	×	旧蛇口
44	×	旧地下水位観測孔

※位置および範囲を把握した構成要素を示す。なお、次頁以降に掲載した写真の位置については、図中の番号にて示す。



図4-2 構成要素箇所図-史跡指定地内 (I 地区 S=1/2, 500)

▼ I 地区：その他の要素 — 史跡の価値に寄与する(理解に資する)要素



1：豎穴建物跡展示(複製) H-21



1：豎穴建物跡展示(複製) H-32



1：豎穴建物跡展示(複製) H-54



2：豎穴建物跡展示(立体表示) H-1



2：豎穴建物跡展示(立体表示) H-53



3：豎穴建物跡展示(完全復元) H-16



4：豎穴建物跡展示(平面表示)



5：盛土遺構復元展示



6：露出展示(石皿)



7：植樹木(クリ, オニグルミ, ミズナラ, イタヤカエデ, オオヤマザクラ等)

▼ I 地区：その他の要素 — 史跡の保存活用に寄与する要素



8：総合案内板



9：世界遺産共通サイン



10：説明板「史跡全体」



10：説明板「縄文の森」



10：説明板「竪穴住居」



10：説明板「重なり合う住居」



10：説明板「盛土遺構」



10：説明板「石皿」



11：案内板「車両制限」



11：案内板「管理棟利用時間」



11：案内板「定時解説」



12：注意看板「火焚き実施告知」



12：注意看板
「史跡利用案内」



13：誘導サイン



13：誘導サイン



14：樹名プレート



15：管理棟 / 29：物置



16：体験学習広場



17：園路 「縄文のにわ」



17：園路 「縄文の森」



18：階段, 手摺



18：階段



18：階段



18：階段



19：木橋



20：境界杭



21：管理用通路(旧市道)



22：ベンチ
「縄文のにわ」



22：ベンチ
「縄文の森」



23：スツール
「縄文のにわ」



23：スツール
「縄文の森」



24：安全柵



25：ガードレール(擬木)



26：電気柵



27：ロープ柵



28：立入禁止線「標識ロープ」



28：立入禁止線「有刺鉄線」



30：生垣(ハマナス)



31：百葉箱(温湿度計)



32：急傾斜地区域標柱



33：法枠

▼ I 地区：その他の要素 — 史跡の価値および保存活用に寄与しない要素



34：植林木(スギ, トドマツ等)



34：植林木(スギ, トドマツ等)



34：植林木(スギ, トドマツ等)



35：墓地



36：フェンス



37：ガードレール(白)



37：ガードレール(赤白ポール)



38：視線誘導標



39：カーブミラー



40：外灯



41：電柱 「管理棟東側」



41：電柱 「管理棟北側」



42：旧外灯



43：旧蛇口



44：旧地下水位観測孔

< 史跡指定地外の構成要素 >

史跡の価値および保存活用に関連する要素			史跡の価値および保存活用に関連しない要素		
No.	記号	要素	No.	記号	要素
1		大船A・G・H・I遺跡	15		針葉樹林
2		駐車場	16		草地
3		駐車場標識	17		植栽プランター(サルナシ)
4		階段, 手摺	18		案内板
5		スロープ	19		擁壁(斜面)
6		チェーンボール	20		寺
7		ソーラーボール街路灯	21		地蔵
8		アクセシブルサイン	22		旧小学校
9		擁壁	23		家屋
10		柵	24		漁業関連施設(コンブ種苗施設, コンブ加工施設, 干場)
11		栗の木山	24		漁業関連施設(資材置場)
12		海岸段丘	25		落石防護柵
13		段丘斜面	26		電柱
14		落葉広葉樹林	27		携帯電話通信施設
			28		防災行政無線屋外拡声子局
			29		水路
			30		仕切り弁
			31		市道大船高台1号線
			32		栗の木山林道
			33		ガードレール(白)
			34		視線誘導標
			35		カーブミラー
			36		標識
			37		ロードヒーティング
			38		工事看板
			39		鉄板
			40		側溝
			41		境界杭(国土交通省)
			42		3級基準点
			一		畑(家庭菜園)

※位置および範囲を把握した構成要素を示す。
 なお、次頁以降に掲載した写真の位置については、図中の番号にて示す。



図4-3 構成要素箇所図-史跡指定地外 (II 地区 S=1/4,000)

▼Ⅱ地区：史跡の価値および保存活用に関連する要素



2：駐車場



3：駐車場標識



4：階段、手摺



5：スロープ



6：チェーンポール



7：ソーラーポール街路灯



8：アクセシブルサイン



9：擁壁



10：柵



11：栗の木山



12：海岸段丘 / 13：段丘斜面



14：落葉広葉樹林



15：針葉樹林



16：草地



17：植栽プランター(サルナシ)



18：案内板 「車両制限」



18：案内板 「車両制限」



18：案内板 「駐車場誘導」



18：案内板 「史跡誘導」



19：擁壁（斜面）

▼Ⅱ地区：史跡の価値および保存活用に関連しない要素



20：寺



21：地蔵



22：旧小学校



23：家屋



24：漁業関連施設(コンブ加工施設)



24：漁業関連施設(資材置場)



25：落石防護柵



26：電柱



27：携帯電話通信施設



28：防災行政無線屋外拡声子局



29：水路 「開渠」



29：水路 「暗渠」



30：仕切り弁



31：市道大船高台1号線



32：栗の木山林道



33：ガードレール



34：視線誘導標



35：カーブミラー



36：標識



37：ロードヒーティング



38：工事看板



38：工事看板



38：工事看板



39：鉄板



40：側溝



40：側溝



41：境界杭(国土交通省)



42：3級基準点